○東北地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
仙台市若林区若林四丁目九六番七から同市若林区卸町五丁目一番八まで	前	四四・六〇～三四一・八〇メートル　三・六二〇キロメートル
	後	三八・一〇～一〇六・三〇メートル　三・六二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
仙台市宮城野区福田町一丁目無番から同市宮城野区福室二丁目八〇一番一四まで	前	二四・二〇～二〇〇・三〇メートル　〇・五二〇キロメートル
	後	二四・二〇～三五・三〇メートル　〇・五二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南陽市竹原字相之町一三三五一番二から同市鍋田字内城一九七九番一まで	前	一二・〇〇～一三四・〇〇メートル　五・六五三キロメートル
	後	一二・〇〇～一三四・〇〇メートル　五・六五三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の二第一項の規定により公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、関東地方整備局及び同局国営アルプスあづみの公園事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　　関東地方整備局長　菊川　滋

一　公園の名称
　国営アルプスあづみの公園

二　兼用工作物の位置
　長野県安曇野市堀金烏川

三　管理者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　安曇野市長
　住所　長野県安曇野市豊科四九三二番地四六

四　管理者が行う兼用工作物の管理の内容
　兼用工作物の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧

五　管理の期間
　平成二十二年三月一日から道路の存続する日まで

○関東地方整備局告示第二百一号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第二千四百四号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日　　関東地方整備局長　菊川　滋

昭和六十三年建設省告示第二千四百四号の一部を改正する告示

昭和六十三年建設省告示第二千四百四号の一部を次のように改正する。

一の2を次のように改める。

(一) 供用区域（(二)に掲げる区域を除く。）

(イ) 三月一日から三月三十一日までの公開日　午前九時三十分から午後五時まで

(ロ) 四月一日から九月三十日までの公開日　午前九時三十分から午後五時まで（土曜日、日曜日又は休日にあっては午前九時三十分から午後六時まで。）。ただし、プール開園期間中の公開日のうち、八月の第三日曜日までにあっては午前九時三十分から午後七時まで、八月の第三日曜日の翌日以降にあっては午前九時三十分から午後六時三十分まで。

(ハ) 十月一日から十月三十一日までの公開日　午前九時三十分から午後五時まで

(二) 十一月一日から二月末日までの公開日　午前九時三十分から午後四時三十分まで

(二) みどりの文化ゾーン

(イ) 三月一日から春分の日の前日までの公開日　午前八時三十分から午後五時まで

(ロ) 春分の日から三月三十一日までの公開日　午前八時三十分から午後五時三十分まで

(ハ) 四月一日から九月三十日までの公開日　午前八時三十分から午後六時まで。ただし、プール開園期間中の公開日のうち、八月の第三日曜日までにあっては午前八時三十分から午後七時まで、八月の第三日曜日の翌日以降にあっては午前八時三十分から午後六時三十分まで。

(ニ) 十月一日から十月三十一日までの公開日　午前八時三十分から午後五時まで

(ホ) 十一月一日から二月末日までの公開日　午前八時三十分から午後四時三十分まで

附　則

1　この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　平成十七年関東地方整備局告示第四百八十三号は廃止する。